

Ⅱ 各 論

第 4 期地域福祉計画

第1章 地域福祉計画

第1節 地域福祉の現状と課題

急速な少子高齢化社会の進行により、家族構成が縮小化し、高齢者世帯が増加しています。また、社会構造の変化に伴い経済的弱者が増加する傾向にあります。

このような状況の中、住民が抱える課題は多様化、複雑化し、家族、親族や福祉サービスだけでは解決が難しくなっています。

行政は、公的な福祉制度の充実を目指すとともに、関係機関、地域との連携を図る中で、地域資源の情報が要援護者や要支援者に伝わるよう情報を発信し、地域では見守りや声かけ、お互いに支え合う体制の促進、集いの場の活性化など、要援護者や要支援者が孤立しないよう取り組むことが大切になります。

1 権利擁護関係相談の状況

認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障が生じている人々を社会全体で支え合うことが、現代社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することです。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」には、高齢者や障がい者の権利擁護*のための市町村の支援が規定されており、日常生活での福祉サービスを利用する権利の行使や、金銭管理等が示されています。町では、こうした方々の権利を擁護するための相談支援を行っています。

また上伊那圏域8市町村では、成年後見制度*等の普及、相談、後見人等の受任その他権利擁護のための事業を実施する中核機関として、平成23年4月に上伊那成年後見センター*を設置し、権利擁護に関する支援体制の充実を図っています。さらに近年、金銭管理・財産保全サービス*（実施機関：社会福祉協議会）を必要とする事例が増加しています。

成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用が進んでいないことから、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。本法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされており、町でも成年後見制度の利用促進に向けて、相談支援をはじめ人材育成等の施策を推進していきます。

【表1 高齢者に関する権利擁護関係相談件数】

項 目 / 年度	H24	H25	H26	H27	H28
関係相談件数（実人数）	8	13	6	6	8
成年後見制度利用開始	4	3	4	4	5
内、町長申し立て	1	0	0	0	4
日常生活自立支援事業開始	0	3	0	0	0
金銭管理・財産保全サービス利用	3	3	0	0	1
制度利用には至らないが相談継続	1	4	2	1	2

出典：地域包括支援センター運営協議会資料

2 虐待に関する状況

町では、高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待に対する取組みを行っていますが、依然として虐待事例は後を絶ちません。虐待が疑われるケースの背景は複雑となっており、対応には長期にわたり様々な支援を要することから、虐待防止、早期発見が重要です。現状ではサービス関係者からの情報提供・相談が多くなっており、地域で見守り、支援する体制づくりが求められていることから、構成する関係機関による学習会や意見交換会を開催して、関係者のスキルの向上を図る必要があります。

また、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法が施行され、児童・高齢者・障がいのある方を権利擁護するための地域における見守り体制の充実が求められています。

(1) 養護者による高齢者虐待の状況

【表2 虐待の相談・通報件数】

年度／項目	事 由					
	件数	身体的虐待	ネグレクト*	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
平成24年度	2	2	1	0	0	1
平成25年度	8	2	1	1	0	3
平成26年度	7	2	0	2	0	1
平成27年度	8	4	0	1	0	5
平成28年度	3	2	1	0	0	1

出典：地域包括支援センター運営協議会資料

○事由については、重複する場合がありますため件数の合計は一致しません。

【表3 対応の状況】

年度／項目	相談・通報件数	虐待と確認	虐待ではない	調査中
平成24年度	2	1	1	0
平成25年度	8	3	5	0
平成26年度	7	3	4	0
平成27年度	8	3	5	0
平成28年度	3	1	2	0

出典：地域包括支援センター運営協議会資料

【表4 虐待への支援状況】

年度／項目	相談・ 通報件数	見守り・経過観察 ・予防的支援	相談・調整・ 社会資源活用支援	保護・ 分離支援
平成24年度	2	1	1	0
平成25年度	8	2	4	2
平成26年度	7	1	0	1
平成27年度	8	2	4	2
平成28年度	3	1	2	0

出典：地域包括支援センター運営協議会資料

(2) 要介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

【表5 虐待の相談・通報件数】

項目／年度	H24	H25	H26	H27	H28
本人	0	0	0	0	0
養介護施設従事者	0	0	0	1	0
その他	0	0	0	1	0
計	0	0	0	2	0

出典：地域包括支援センター運営協議会資料

(3) 養護者による障がい者虐待の状況

【表6 虐待の相談・通報件数】

年度／項目	疑いとしての事由					
	件数	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	経済的虐待
平成24年度	0	0	0	0	0	0
平成25年度	1	1	0	1	0	0
平成26年度	0	0	0	0	0	0
平成27年度	3	1	0	3	0	2
平成28年度	1	0	0	0	0	1

出典：箕輪町福祉課資料

○事由については、重複する場合がありますため件数の合計は一致しません。

【表7 虐待及び虐待の疑いへの支援状況】

年度／項目	虐待 認定件数	相談・調整・ 社会資源活用支援	保護・ 分離支援
平成24年度	0	0	0
平成25年度	1	0	1
平成26年度	0	0	0
平成27年度	0	3	0
平成28年度	0	1	0

出典：箕輪町福祉課資料

(4) 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

【表8 虐待の相談・通報件数】

項目／年度	H24	H25	H26	H27	H28
本人	0	0	2	0	1
施設従事者	0	0	0	0	1
その他	0	0	2	0	1
計	0	0	4	0	3

出典：箕輪町福祉課資料

(5) 児童虐待の状況

【表9 虐待の相談・通報件数】

年度／項目	事 由				
	件数	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待
平成24年度	11	1	10	0	0
平成25年度	7	1	2	3	1
平成26年度	3	2	0	1	0
平成27年度	28	11	5	12	0
平成28年度	15	2	1	12	0

出典：箕輪町子ども未来課資料

【表10 被虐待者の年齢】

年度／項目	事 由					
	0～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	計
平成24年度	2	3	3	2	1	11
平成25年度	4	1	0	2	0	7
平成26年度	0	2	0	1	0	3
平成27年度	5	6	13	4	0	28
平成28年度	1	3	4	7	0	15

出典：箕輪町子ども未来課資料

【表11 主な虐待者】

年度／項目	事 由					
	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
平成24年度	3	0	8	0	0	11
平成25年度	2	0	4	0	1	7
平成26年度	0	0	3	0	0	3
平成27年度	6	0	22	0	0	28
平成28年度	3	0	8	0	4	15

出典：箕輪町子ども未来課資料

【表12 対応の状況】

年度／項目	事 由					
	面接・助言	児童相談所送致	その他	計	分離	面接指導
平成24年度	9	2	0	11	1	1
平成25年度	4	3	0	7	3	0
平成26年度	3	0	0	3	0	0
平成27年度	25	3	0	28	0	3
平成28年度	11	3	1	15	0	3

出典：箕輪町子ども未来課資料

3 生活保護世帯及び母子父子家庭の状況

生活保護及び母子家庭は、平成 20 年のリーマンショック以降、相談、申請件数共に増加の一途でありました。

生活保護を受けている世帯及び母子家庭数は、ここ数年は大きな変動はありませんが、上伊那郡内では多い方に位置しています。介護保険・医療保険サービスを受けていて年金収入の少ない高齢者や、病気や障がい等により定職に就けず安定した収入が得られない方が多くなっています。

また、家族構成も少人数傾向にあります。相談の多くは、親族等と疎遠、または身寄りが無いことも多く、職を失い、雇用保険が満了してしまうと頼れる人がいないという状況が多く見られます。

また、個別事例としては支援課題が複雑化しています。新規相談の中には精神面や知的面において支援が必要なものもあり、警察の介入や措置入院となるケースなど、生活保護の長期化にも繋がっています。

母子家庭数は 20 年前と比較すると急増しています。

傾向としては、比較的幼少の児を抱えた親が多く、フルタイム勤務の就労・就業にすることが難しい面もあります。最近では生活保護へ移行した方はおりませんが、就労していても、子どもを抱えた女性が常勤のフルタイムで働くことは難しく、収入が少ないことで相談に来られるケースが見受けられます。

父子家庭数は近年増加傾向にあります。多くの方はフルタイム勤務の就労・就業についており、生活困窮に至るケースや経済的な相談はほとんどありません。

経済的に困窮し生活保護に至る可能性がある方を対象に、県や町が、自立に関する相談や就労に向けた訓練、家計相談等の包括的な支援を行うことを目的に、平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援制度が始まりました。

その中核として、長野県社会福祉協議会では県の委託を受けて、県内 9 箇所に「生活就労支援センターまいさぼ」を設置し、上伊那郡では「まいさぼ上伊那」を南箕輪村に設置し相談事業を行っています。

町の相談窓口としては、箕輪町社会福祉協議会が「まいさぼ上伊那出張所」を開設しており、住民を対象とした初期相談窓口業務を担っています。

【表 1 3 生活保護を受けている世帯の推移】

	世帯数	人数
H26	77	98
H27	68	84
H28	66	79
H29	66	77

出典：箕輪町保護統計

【表 1 4 母子父子家庭数の推移】

	母子世帯数	父子世帯数
H26	233	26
H27	246	26
H28	240	33
H29	245	35

出典：母子父子家庭調査

※平成 29 年度については 9 月 1 日時点の数値

【表15 母子家庭の状況】

(人)

区 分		10代	20代	30代	40代	50代	60代～	計
就 業 中	自 営	0	0	3	2	0	0	5
	会社員・公務員・教員・団体	0	4	42	57	16	0	119
	臨時・パート・内職	0	6	33	39	9	0	87
	(就 業) 計	0	10	78	98	25	0	211
無 職	働けない	0	1	6	2	1	1	11
	求職中	0	3	6	6	3	0	18
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	(無 職) 計	0	4	12	8	4	1	29
合 計		0	14	90	106	29	1	240

(人)

年 齢 区 分	0歳～5歳	6歳～11歳	12歳～14歳	15歳～17歳	18歳～19歳	合 計
児 童 数	47	102	74	73	49	345

児 童 数	1人	2人	3人	4人	5人以上	合 計
世 帯 数	158	62	17	3	0	240

(世帯)

出典：平成28年度母子家庭調査から

4 住民支え合い活動・災害時避難支援

平成18年度から5カ年計画でマップづくりが進められ、平成22年度には15区全てで「災害時住民支えあいマップ*」が作成されました。今後も、災害時住民支えあいマップの更新とともに、住民相互の支え合い意識を高めることや災害時にも平常時と同じ見守り・支援ができるような地域支援体制づくりが求められています。

また、災害時において日中の支援者が少ないことが課題となっており、地域の話し合い等で支援の取組みについて検討が必要となっています。

【表16 「災害時住民支えあいマップ」登録者集計】(平成29年3月31日現在) (人)

行政区名	要援護者	支援者	社会資源
	登録者数(注1)	登録者数(注2)	登録者数(注3)
沢	129	144	257
大出	98	62	52
八乙女	26	29	27
下古田	32	39	32
上古田	20	23	1
中原	15	19	22
松島	242	313	216
木下	152	183	104

行政区名	要援護者 登録者数（注1）	支援者 登録者数（注2）	社会資源 登録者数（注3）
富田	14	22	42
中曽根	15	43	2
三日町	57	83	22
福与	23	36	36
長岡	32	34	15
南小河内	24	37	28
北小河内	87	22	126
合計	966	1,089	982

（注1） 「マップ」に記載されている方を算出

（注2） 「マップ」に記載されている方を算出（区外、町外からの支援者は除く）

（注3） 医師、看護師、民生児童委員、重機オペレーター等の人的資源

「マップ」に記載されている方を算出

（複数の資格を所持されている方は重複登録）

5 身近な地域での福祉活動拠点

介護予防拠点事業、地域介護・福祉空間整備事業*により、地域活動の拠点となる公民館等を、高齢者や障がいのある方を含むすべての年代の方が使いやすいよう整備し、地域での地区組織活動が活性化され、地域のつながりが強化されるように支援しています。

【表 1 7 地域介護・福祉空間整備事業等による施設概要】

・・・・・・・・町関係施設・・・・・・・・

	施設名(所在地)	通称名	利用開始年度
1	いきいきセンターサンライズ(松島)	子育て支援センター	平成11年度
2	げんきセンター(沢)	げんきセンター	平成15年度
3	西部ふれあいサロン(上古田)	西部診療所	平成19年度
4	げんきセンター南部(三日町)	げんきセンター南部	平成19年度
5	こども発達支援事業所若草園(三日町)	若草園	平成19年度
6	高齢者ボランティア拠点施設(松島)	箕輪町社会福祉 総合センター	平成20年度
7	世代間交流スペース(松島)	箕輪町図書館	平成23年度

・・・・・・・・区関係施設・・・・・・・・

	施設名	通称名	利用開始年度
8	中原地区介護予防拠点施設	中原公民館	平成13年度
9	福与地区介護予防拠点施設	福与公民館	平成14年度
10	下古田介護予防拠点施設	下古田公民館	平成20年度
11	大出山口地区介護予防拠点施設	大出山口集会所	平成20年度
12	富田地区介護予防拠点施設	富田公民館	平成20年度
13	木下一の宮地区介護予防拠点施設	一の宮公民館	平成20年度
14	上古田地区介護予防拠点施設	上古田集会所	平成20年度
15	三日町上町地区介護予防拠点施設	上町集会所	平成20年度
16	八乙女地区介護予防拠点施設	五輪館	平成21年度
17	長田地区介護予防拠点施設	長田コミュニティ センター	平成21年度
18	南小河内地区地域交流スペース	南小河内公民館	平成21年度
19	中曽根地区地域交流スペース	中曽根公民館	平成23年度
20	北小河内地区地域交流スペース	北小河内公民館	平成23年度

	施設名(所在地)	通称名	利用開始年度
21	ゆとり荘地域交流スペース(三日町)	ゆとり荘	平成19年度
22	ケアセンターふれあい広場(木下)	ふれあいの里	平成20年度
23	特養みのわ園地域交流スペース(三日町)	みのわ園	平成20年度
24	グレイスフル箕輪地域交流スペース(上古田)	グレイスフル箕輪	平成22年度

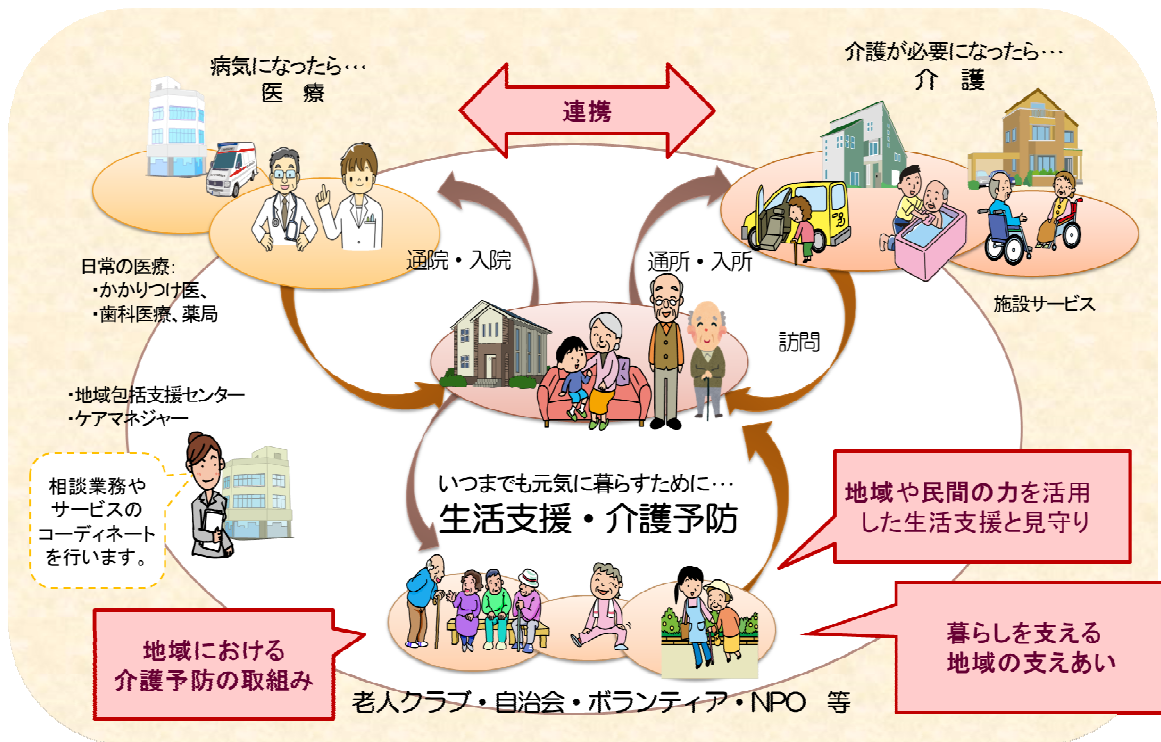
6 地域の人と人のつながりを強化する地区組織活動

町では、2025年(平成37年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。

(1) 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

これからの高齢者の暮らし



(2) 地域の支え合いの取組み

①暮らしやすい地域づくりの検討

地域包括ケアシステムを構築するためには、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めることが重要です。町では、これを実現していく手法として「地域ケア会議」を町社会福祉協議会や地区社会福祉協議会などの地域の団体と共に推進しています。

地域ケア会議では、地域内に今ある資源の把握と課題の確認を行い、課題解決に向けた取組みの方向性の検討を行っています。

主な課題として、家事全般のほかゴミ出し、雪かき、庭木の手入れ、また買い物や通院などの足の確保があがっています。

それらの課題に対し取組みを検討し、徐々に取組みが進んでいます。

【表 18 地域ケア会議等開催状況】

行政区	地域ケア会議 (話しあう場)	協議体 (実際に活動をする組織)	会議開催回数	
			H27	H28
沢	地区社会福祉協議会	未定	1	2
大出	地区社会福祉協議会	未定		2
八乙女	八乙女セーフコミュニティ	八乙女セーフコミュニティ (高齢者安全部会)		5
下古田	地区社会福祉協議会	地区社会福祉協議会		2
上古田	地区社会福祉協議会	地区社会福祉協議会事務局	1	2
中原	中原セーフコミュニティ(NSC) 暮らしの安全対策委員会	中原セーフコミュニティ(NSC) 暮らしの安全対策委員会	6	9
松島	地区社会福祉協議会	未定		2
木下	地区社会福祉協議会	未定		2
富田	高齢者家庭部会	高齢者家庭部会	10	9
中曽根	中曽根区支えあい協議会	中曽根区支えあい協議会	1	2
三日町	地区社会福祉協議会	地区社会福祉協議会		5
福与	福与区セーフコミュニティ (暮らしの安全対策委員会)	福与区セーフコミュニティ (暮らしの安全対策委員会)		2
長岡	地区社会福祉協議会	地区社会福祉協議会	1	13
南小河内	地区社会福祉協議会	地区社会福祉協議会		1
北小河内	地区社会福祉協議会	北小河内セーフコミュニティ		4
	計		20	62

【表19 支えあいの体制づくり進捗状況（全15区）】

	H27	H28	H29.8 現在
①地域の現状と課題の把握	5区	15区	
②具体的に取り組む方法の検討	2区	8区	13区
③支えあいの具体的なルールの検討	—	6区	6区
④支えあい活動への取り組み	—	2区	5区

②生活支援体制の充実

生活支援コーディネーター*の配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進しています。

また、生活支援の担い手として生活・介護支援サポーター*を養成し、高齢者を始めとした地域住民が社会参加・社会的役割を持つことで生きがいや介護予防につながります。

【表20 生活支援コーディネーター配置状況】

第1層：1人	第2層：6人
町全体	①北部エリア（沢・大出・八乙女） ②西部エリア（下古田・上古田・富田） ③中部エリア（松島） ④中部エリア（中原・中曽根） ⑤南部エリア（木下・三日町・福与） ⑥東部エリア（長岡・南小河内・北小河内）

【表21 生活介護支援サポーター養成状況】

H26	H27	H28	H29	計
50人	39人	37人	35人	161人

③地域ふれあいサロン

平成14年に2団体でスタートした「ふれあいサロン」も、平成29年12月現在28の団体が月1回から年数回の頻度で地区内の交流と、居場所づくり、孤立化防止を目的にサロンを開催しています。

サロンの立上げには生活・介護支援サポーターなど多くの地域住民が関わり、地域での支え合いの取り組みの役割も担っています。

【表 2 2 ふれあいサロン設置・実施状況（平成 29 年 12 月現在）】

	サロン名	H26	H27	H28
		上段：実施回数（回） 下段：参加延べ人数		
1	北小河内住民ふれあい会 （北小河内）	5 280	5 300	5 322
2	山口元気会 （大出山口）	10 164	9 94	4 49
3	木下南城ふれあいサロン （木下南城）	4 29	4 32	4 57
4	上古田ふれあいサロン （上古田）	4 69	6 116	6 118
5	ふれあいサロンまつしま （松島）	6 263	6 251	6 291
6	大出ふれあいサロン （大出）	3 160	2 90	3 149
7	ふれあいサロン ひまわり （沢上）	1 10	1 9	1 7
8	はなものの会 （下古田）	10 143	10 160	12 207
9	福与中村 なかよし会 （福与中村）	11 90	11 97	11 112
10	おいでなんしょ （八乙女）	10 216	10 221	10 207
11	ふれあいサロン鹿垣 （福与鹿垣）		8 100	9 121
12	坂井 はなそうじゃん会 （松島坂井）		12 155	12 215
13	おいでよ大出 （大出）		7 106	11 180
14	北城お茶飲み会 あった会 （木下北城）		7 88	12 181
15	サロン かほり （木下）		4 37	12 108
16	サロン 西栄町 （木下西栄町）		1 9	12 115
17	宮下しゃべらん会 （北小河内宮下）			6 120
18	新城サロン あじさい （長岡新城）			9 154

	サロン名	H26	H27	H28
		上段：実施回数（回） 下段：参加延べ人数		
19	すこやか塾 （北小河内漆戸）			10 147
20	上古田第2ふれあいサロン （上古田）			5 120
21	南部ほっとカフェ （南小河内南部）			3 39
22	サロン城山 （三日町下町）			3 49
23	サロン日の出新町 （松島日の出新町）			
24	中曽根ふれあいサロン （中曽根）			
25	石仏サロン（さわやか） （長岡石仏）			
26	サロン堰下 （南小河内堰下）			
27	サロンはつらつ （長岡南部西）			
28	ふれあいサロン長岡 （長岡）			
	中荒井20日会 （沢中荒井）	6 35	6 31	
	あじさい会 （沢中部）	6 54		
	年間実施回数	76	109	166
	参加延べ人員	1,513	1,896	3,068

※斜線箇所は、未設立または未実施

(3) 食生活改善推進協議会

昭和 43 年に発足し、「私たちの健康は、私たちで」をスローガンに健康と食について、普及、啓発活動をしています。一時会員の減少もありましたが、現在は再び増加し、地域に向けて知識の伝達、健康と食についての啓発活動を行っています。

【表 2 3 食生活改善推進協議会の活動状況】

教室名	H27			H28		
	会場	参加住民	会員	会場	参加住民	会員
伝達講習会	8	46 人	50 人	12	65 人	67 人
明日葉の会				5	155 人	10 人
いきいき塾	8	124 人	16 人			
ファミリークッキング	1	12 人	10 人	1	23 人	11 人
公民館行事関係	5	132 人	8 人	2	40 人	5 人
65 歳以上男性の料理講座	1	6 人	2 人	1	8 人	2 人

(4) 保健補導員会

昭和 63 年に発足した保健補導員会は、地域内の健康を守るために、年数回の学習会、健診等の取りまとめなどを行っています。

【表 2 4 保健補導員会支部研修活動】

支部名		H26	H27	H28
第 1 支部 (沢)	開催回数	3 回	3 回	3 回
	延べ参加者数	79 人	56 人	60 人
第 2 支部 (大出)	開催回数	5 回	4 回	3 回
	延べ参加者数	84 人	53 人	66 人
第 3 支部 (八乙女・下古田)	開催回数	3 回	3 回	3 回
	延べ参加者数	27 人	33 人	35 人
第 4 支部 (上古田・中原・富田・中曽根)	開催回数	3 回	3 回	3 回
	延べ参加者数	47 人	44 人	38 人
第 5 支部 (松島)	開催回数	3 回	3 回	3 回
	延べ参加者数	77 人	74 人	78 人
第 6 支部 (木下)	開催回数	4 回	4 回	4 回
	延べ参加者数	91 人	99 人	108 人
第 7 支部 (三日町・福与)	開催回数	4 回	3 回	3 回
	延べ参加者数	52 人	52 人	42 人
第 8 支部 (長岡)	開催回数	3 回	3 回	3 回
	延べ参加者数	30 人	30 人	35 人
第 9 支部 (南小河内・北小河内)	開催回数	3 回	3 回	3 回
	延べ参加者数	38 人	40 人	35 人
合 計	開催回数	31 回	29 回	28 回
	延べ参加者数	525 人	481 人	497 人

(5) ボランティア活動

町内には、町社会福祉協議会への登録団体を含め、多くのボランティアグループが、それぞれの理念の下、様々な活動を展開しています。

【表25 箕輪町内のボランティアグループ一覧表】

No.	グループ名	活動内容	人数	結成年月
1	みのわ腹話術研究会	施設訪問、子供達との交流他	2	S50年4月
2	ボランティア やまびこ	重度障がいのある方との交流活動	6	S53年7月
3	箕輪手話サークル	障がい者との手話を通じた交流活動	22	S55年8月
4	点字学習会すばる	視覚障がい者との交流、点訳点字講習	6	H3年3月
5	すまいる	レクリエーションを通じた福祉活動	8	H3年6月
6	虹の会	児童向け関連施設にておはなし会	10	H7年5月
7	箕輪町ボカシ研究会	重度障がいのある方との交流活動	12	H8年6月
8	みのわ手話ダンスの会	手話ダンスを通じた交流活動	11	H11年3月
9	現代邦楽研究会	芸能発表、邦楽器	4	H14年9月
10	エコネット	リサイクル、環境美化、交流活動	15	H15年6月
11	カラオケ教室たちばな	施設等でのカラオケ教室	7	H16年1月
12	ひまわりの会	精神障がいのある方との交流支援	6	H16年5月
13	北小河内おまかせボランティア	区内での助け合い活動	69	H17年6月
14	ハッピーテール	動物の保護活動	14	H17年8月
15	西部花街道をつくる会	地区内の道路に花植え・草刈り作業	90	H18年3月
16	サークルつばさ	障がいのある方の自立支援活動	10	H19年5月
17	上伊那仏教会青年会	災害発生時の被災者への支援	20	H19年5月
18	箕輪お花ずしの会	花ずしを楽しみながら伝え地域に広める	3	H19年10月
19	うさぎの耳	高齢者等の話し相手となる活動	1	H20年4月
20	傾聴ボランティアみのわ	高齢者向け施設での傾聴活動	11	H20年9月
21	絵手紙すずらん	絵手紙の講習、イベント参加活動	9	H21年8月
22	あけぼの会	がんについて相談者へのアドバイス等	22	H21年9月
23	箕輪町食生活改善推進協議会	食生活に関する伝達活動	66	H21年11月
24	箕輪ふれあいガーデン	花壇づくりを通して地域と交流活動	12	H22年4月
25	ふれあいネット箕輪	東北震災復興支援活動	28	H23年10月
27	箕輪進修高校ボランティア同好会	施設での交流活動	34	H24年7月
28	3年1組	イベントでのギター演奏活動	5	H24年9月
29	上伊那医療生協 切り絵同好会	施設での切り絵の制作	11	H24年9月
30	きらめき	精神障がい者やその家族の支援	13	H24年9月
31	上伊那医療生活協同組合	東北震災復興支援活動	12	H24年11月
32	みのわお手玉の会	お手玉を通じた交流活動	18	H25年3月

No.	グループ名	活動内容	人数	結成年月
33	まくやはうす	イベント、施設等での音楽演奏	6	H25年6月
34	一步一步	手芸、調理を通じた交流活動	7	H25年6月
35	生け花の会	子ども向け生け花の指導	4	H25年9月
36	箕輪そば打ちの会	そば打ちを通じた交流活動	12	H26年3月
37	食育サポーター	食の安全、文化の伝達活動	8	H26年3月
38	箕輪町通学見守り隊	通学見守り活動	350	H27年4月
39	箕輪町郷土博物館ボランティア	博物館における活動	41	H27年4月
40	アイリスの会	環境保全活動	24	H27年4月
41	ボランティアグループ「みのわの絆」	地域の誰でも参加できる場での交流	10	H27年5月
42	SOUND ラーク	イベント、施設での音楽演奏	5	H27年5月
43	箕輪町図書館ボランティア	図書館の本の整理活動	5	H27年6月
44	オカリナ・コカリナサークル「るいーね・あかね」	オカリナの演奏を通じた交流活動	8	H28年2月
45	精神保健福祉ボランティア「ジュンベリー」	精神障がい者との交流活動	6	H28年5月
46	日の出会	施設等での踊り披露	3	H29年2月
47	レーゼン	サロンや施設での朗読	3	H29年3月
48	いきいき塾 小河内班（なの花）	いきいき塾	7	H29年3月
49	いきいき塾 木下2班（ふれあいの里）	いきいき塾	3	H29年3月
50	山口元気会	地域でのボランティア活動	27	H29年3月
	総人数		1,120	

	活動内容	人数	登録年月
個人ボランティア	パソコン、似顔絵・施設ボランティア・イベントへの協力ほか	52	H2年8月～

出典：平成29年4月現在（ボランティアセンター登録団体のみ掲載）

(6) ボランティアセンター

平成 20 年に箕輪町社会福祉総合センターがリニューアルされ、ボランティア団体の長年の希望であり、ボランティア活動の拠点となるボランティアセンター「みのわふれ愛センター」が誕生し、現在多くの団体が利用しています。また、センター内にボランティアコーディネーター*を配置し、ボランティアに関する相談、活動支援を随時行っております。

【表 2 6 ボランティアセンター（コーディネーター）利用実績】（平成 28 年度）

月	利用団体（施設利用件数）					内 容（対応件数）		
	ボラン ティア	サークル	一般	その他	計	相談	申込	その他
4 月	28	3	22	7	60	4	7	43
5 月	30	3	28	11	72	7	3	56
6 月	26	5	33	8	72	7	5	56
7 月	30	0	28	14	72	4	4	54
8 月	39	1	33	17	90	2	5	64
9 月	42	1	32	20	95	9	7	64
10 月	34	4	24	43	105	2	6	68
11 月	42	4	32	15	93	8	2	63
12 月	25	3	15	25	68	2	5	56
1 月	23	8	17	19	67	5	4	51
2 月	40	3	22	15	80	6	11	57
3 月	57	5	27	21	110	5	8	78
合計	416	40	313	215	984	55	67	710

第2節 地域福祉の基本方針と目標

1 基本方針

行政の担う役割を再認識し、誰もが心身ともに健康に暮らし、みんなが幸せを実感できるまちであるために、健康や福祉に対する一人ひとりの意識の向上と、人と人との支え合いを大切にしまちづくりを進めます。

当町に暮らす住民一人ひとりが、住みよい地域づくりを進める担い手であるという認識を持ちながら、住民の知恵によって多様化する生活課題を克服し、住み良さを実感できるまちへの取り組みを進めることが大切です。

本計画では、住民一人ひとりが互いに支え合うという意識を持ち、助け合いながら隣近所の結びつきを深め、地域が一体となってまちづくりを進めていくために、「共に生き、支え合う福祉のまちづくり」を基本方針とし、基本目標を以下のように設定します。

2 基本目標

この計画は、以下の3つを基本目標とします。

共に生き、支え合う福祉のまちづくり

基本目標1 支え合い・助け合いの地域づくり

その地域に住む住民同士が、ともに自治を担う主体として、協働し合いながら住みよい地域づくりを進めていくことが必要です。

そのためには、住民や地域を支えるボランティアなどの人材育成や活動への支援が重要となります。

また、交流やふれあいを通じて住民全ての参画のもとで、主体的な支え合い・助け合いの地域づくりを進めます。

基本目標2 安全で安心して暮らせる地域づくり

住民が福祉意識を高め、地域の福祉課題を共有し、住民が主体となって様々な団体と協働し課題を解決していく中で、地域のあり方を考え、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

基本目標3 だれもが利用しやすい福祉サービス・相談体制の充実

地域で暮らすだれもが、必要なときに必要なサービスを自らの選択で利用でき、自立した生活が送れるように、福祉サービスをはじめ、正確でわかりやすい情報の提供や、細やかな相談ができる体制を充実させ、安心して社会参加できる環境づくりを進めます。

第3節 基本目標の具体的取組み

基本目標1 支え合い・助け合いの地域づくり

現状と課題	<p>少子高齢化に伴い、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯や核家族世帯が増加し、生活支援を必要としている方が多くなっていることから、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための地域での支援体制づくりが求められています。</p> <p>就労等で地域にいない人も多いことから若い世代は地域との関わりが希薄になりつつあり、世代間、地域間の交流や支え合いの取組みが必要となります。</p> <p>また、少子高齢化等による人材不足と言われる現在、ボランティア活動や地域活動へ気軽に参加できるきっかけづくりや環境を整備し、地域や住民を支える「人」づくりが改めて重要となっております。</p> <p>さらに、災害時の要支援者に対しては、行政からの支援に加えて地域の防災力、地域力の強化が必要となります。そのためには、常会への加入促進などの課題とともに、災害時における地域内の対応について連携を図る必要があります。</p>
-------	---

基本施策	住民、地域・団体等に望まれる取組み、行政が行う取組み	
地域のつながり強化・支え合いの体制づくり	住民 (自助*)	<p>隣近所で挨拶を交わす。</p> <p>地域の行事などに積極的に参加する。</p> <p>地域活動に気軽な気持ちで参加できるように、近所同士で声をかけ誘いあって参加する。</p> <p>地域での学習の場等に積極的に参加し、福祉に対する意識を高める。</p>
	地域や関係団体 (互助*・共助*)	<p>分館、町社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の行事やサロンなど、小さい単位で高齢者や障がい者等も含めた誰もが参加できる地域交流の場づくりを推進する。</p> <p>地域ケア会議*などを通じ、地域の課題を把握し、課題解決に向けた検討を進め、地域での支え合いの体制づくりを進める。</p> <p>地区子ども会等を通じて、地域に愛着を持てるように、地域の歴史や伝統文化を伝える機会をつくる。</p> <p>区や常会等の組織への加入促進やPRを行う。</p> <p>災害時住民支えあいマップの活用を図る。</p> <p>地区の行事等のわかりやすいPR・広報に努める。</p>

<p>地域の つながり強化・ 支え合いの体 制づくり</p>	<p>行 政 (公助*)</p>	<p>地域福祉への理解を深める研修会や講演会などを開催し、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする。 博物館、公民館、文化スポーツ課とともに、郷土の歴史や伝統文化を後世に伝えるための環境整備をする。 転入者、常会未加入者に対し、区、常会などの組織に参加するよう呼びかける。 町社会福祉協議会、民生児童委員会、区、分館等との連携を図り、災害時住民支えあいマップを毎年更新する。</p>
<p>地域福祉推進 のためのボラ ンティアの育 成と活動の推 進</p>	<p>住 民 (自助)</p>	<p>困っている人がいたら、声掛けをする。 ボランティア活動に関心をもち、活動内容を知る。 地域のボランティア活動へ、積極的に参加する。</p>
	<p>地域や 関係団体 (互助・ 共助)</p>	<p>町社会福祉協議会が主体となりボランティアセンターの運営を行い、ボランティアの育成、普及活動、継続的な活動支援を行う。 地区社会福祉協議会や地域団体等と連携しながら住民や地域のニーズを正確に把握し、地域に根差したボランティア活動の推進ため、人材の発掘に努める。 ボランティア活動の魅力や楽しさ、大切さを、多くの住民に積極的に発信し、気軽に参加できる環境を整える。</p>
	<p>行 政 (公助)</p>	<p>町社会福祉協議会、公民館活動、生涯学習活動と連携し、地域福祉を担う人材育成の研修などの機会を、積極的につくる。 地域の活動に対して、人的支援を行う。 地域やボランティアなどの活動を支援し、町社会福祉協議会と連携し、広報等で活動紹介する。</p>
<p>地域福祉の ネットワーク 構築</p>	<p>住 民 (自助)</p>	<p>趣味や創作活動を通じてふれあいの機会を持つ。 地域内の各種団体の活動を知り、積極的に関わる。</p>
	<p>地域や 関係団体 (互助・ 共助)</p>	<p>災害時住民支えあいマップづくりと、それを活用して、要援護者情報の把握、常会、自主防災組織、民生児童委員などが協力して、日頃から支援の取組みを検討する。 分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を見つける。</p>

<p>地域福祉の ネットワーク 構築</p>	<p>行政 (公助)</p>	<p>民生児童委員会、地区組織などへの情報の提供、要援護者の把握に努め、町社会福祉協議会、地区社会福祉協議会とともに災害時住民支えあいマップを毎年更新する。 介護予防、高齢者の居場所づくりのため「ふれあいサロン」を推進する。 民生児童委員を始め、地域福祉に関係する団体がそれぞれの強みを活かし、包括的に支援できるネットワークを推進する。 地域の実情にあった支援が行えるよう、見守り活動・相談支援においても関係団体が連携できる、顔の見える関係づくりを推進する。 第1層（町全体）及び第2層（行政区）に生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握、新たな社会資源の創出とともにネットワークの構築を図る。</p>
<p>社会参加、交流 の場づくり</p>	<p>住民 (自助)</p>	<p>隣近所、常会、区、仲間の集まりなど地域行事、地域活動に積極的に参加する。 地域の一員として自分の役割を考え、自らが出来ることを見つけて参加する。</p>
	<p>地域や 関係団体 (互助・ 共助)</p>	<p>地域内の住民同士が交流するための行事の開催と気軽に参加できる雰囲気づくりを行う。 地域に住む人、みんなが地域活動の担い手となる意識づくりを行う。 集会所や地域福祉活動拠点施設を活用して、誰もが気軽に参加できる「ふれあいサロン」などを定期的に開催し、介護予防や高齢者の居場所づくりを行う。</p>
	<p>行政 (公助)</p>	<p>地域行事、地域の交流の場づくり、運営に対する、知識、技術の提供と人的支援を行う。 交流の場の環境整備を行う。 町社会福祉協議会のコーディネーターが中心となり、会の活動を支援する。</p>

基本目標 2 安全で安心して暮らせる地域づくり

現状と課題	<p>住民が安全で安心して暮らせるよう、交通安全、防災と併せて、防犯への取組みも求められています。ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、子どもを狙った犯罪などの事例が多く見られます。このような犯罪などを未然に防ぐために、防犯ボランティアをはじめ地域の見守り活動を中心とした、住民が主体となる防犯対策活動が必要となります。</p> <p>また、高齢者や障がい者、子どもなどに対する虐待について、早期発見や迅速な対応が求められています。</p>
-------	---

基本施策	住民、地域・団体等に望まれる取組み、行政が行う取組み	
まちのバリアフリーの推進	住民 (自助)	<p>地域で行う道路等の環境整備に積極的に参加する。</p> <p>家族で家庭内、家周辺、地域の防犯対策、バリアフリーについて考える機会をつくる。</p>
	地域や 関係団体 (互助・ 共助)	<p>災害時支え合いマップや学校における通学路交通安全プログラム作成など、地域内の危険個所の把握や、その解消に取り組む活動を行う。</p> <p>地域の施設などにもバリアフリー環境等を取り入れる。</p>
	行政 (公助)	<p>公共施設、道路などのバリアフリー化とともに防犯対策を積極的に推進する。</p> <p>高齢者や障がい者等の交通弱者の移動手段の確保を図る。</p> <p>生活用品・食料品販売店の郊外化に対する対策を講じる。</p> <p>巡回バスは、利用しやすいよう交通弱者の意見も取り入れ、地域の足として充実を図る。</p>
犯罪のない まち・災害に強い まちづくり	住民 (自助)	<p>通学、通勤時の挨拶を通じ、大人から声をかけ、近隣(特に子ども、青少年)の顔をお互いによく知り、コミュニケーションを図る。</p> <p>地域で行う防災訓練などに積極的に参加する。</p> <p>家庭内で、日頃から災害時の避難場所、避難経路、連絡方法を話し合い、把握しておく。</p>
	地域や 関係団体 (互助・ 共助)	<p>自主防災組織の活動の強化を図る。</p> <p>地域内の子ども見守り隊活動の充実・推進など継続活動できる体制を整える。</p> <p>地域内、常会ごとに連携し、子ども、高齢者、障がいの</p>

犯罪のない まち・災害に強 いまちづくり	地域や 関係団体 (互助・ 共助)	ある方などの要援護者の把握と支援活動の訓練を行う。 災害時支え合いマップや学校における登下校安全マップ作成など、日頃から地域内の危険個所を把握し、避難場所、避難経路を確認しておく。
	行政 (公助)	地域の自主防災組織への支援や入会促進のため、広報誌、もみじチャンネル等を積極的に活用する。 災害情報、防犯情報などの情報の伝達を文字放送、緊急告知放送などを活用し実施する。 民生児童委員（会）に対し要援護者に係る情報提供、情報交換を通して共有を図る。 学校、保育園等と連携し、防災教育、訓練の充実を図る。 区、学校、保育園、PTA、保護者会などと情報交換を通して地域の危険個所の把握と解消を図る。 セーフコミュニティの推進のため、住民主体の活動への移行推進と専門部会の継続開催を図る。
個人の人権を まもる	住民 (自助)	悪質商法について関心をもつ。 不審な電話については必ず家族に確かめ、被害にあわないよう注意する。 消費者被害や虐待など、人権を侵害される、されている恐れを感じたら、周囲の人や民生児童委員に相談する。 成年後見制度等の内容を理解する。
	地域や 関係団体 (互助・ 共助)	地域で制度に関する学習会・説明会を開催する。 消費者被害や虐待など、人権侵害を発見したときは、抱え込まずに関係機関に相談する。
	行政 (公助)	悪質商法、高齢者を対象とした詐欺等の情報を早期に把握し、情報を提供する。 詐欺、悪質商法等にあったときの相談窓口を啓発する。 人権に関する啓発活動を行う。 人権について、安心して相談できる窓口の充実を図る。 人権を護る制度利用における支援の充実を図る。 判断能力に不安がある方への財産管理のため成年後見制度の利用促進を図るとともに、成年後見制度の啓発、市民後見人*等の育成や活動支援を行う。

個人の人権を まもる	行政 (公助)	広報、文字放送等を通じて、成年後見制度の啓発を図る。 高齢者や障がい者、子どもなど、虐待に対し各担当で連携を図り、被害者だけではなく虐待者への支援や、予防や早期発見に努める。
こころの バリアフリー の推進	住民 (自助)	年齢や性別、障がいの有無に関わらず、お互いの人格を尊重し、理解をする。
	地域や 関係団体 (互助・ 共助)	地域の活動において、年齢や性別、障がいの有無にとらわれず、誰もが参加できる活動を企画、開催するとともに継続し推進する。 社会福祉協議会が推進する福祉教育*を充実させ、子どもからお年寄りまでの幅広い年代において、福祉教育を推進し、思いやりの心を育む学びの場づくりを進める。
	行政 (公助)	様々な年代において、偏見や差別など心のバリアを取り除く福祉教育の機会を提供する。 障がいのある方同士の集いの開催を積極的に広報、発信していく。 障がいのある方や認知症の方の家族向けに学習会、講演会等の情報を迅速に発信していく。 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進する。

基本目標3 だれもが利用しやすい福祉サービス・相談体制の充実

現状と課題	<p>福祉サービスについては、サービスの種類やサービス提供者が多様化しており、利用者がそのサービスを選択する状況に変わりつつあります。利用者が多くのサービスの中から自分に最も適したサービスを選択するためには、福祉サービスについての効果的な情報提供が必要になります。</p> <p>住民の福祉ニーズが多様化する中で、そのサービスを必要とする人々の層も多様化しています。このようなニーズに対応するためには、介護保険等の既存制度の対象にならない方に対しても、近所付き合いや見守り等の取組みが必要になってきます。</p> <p>また、生活困窮者のように経済的困窮のみならず社会的孤立状態にあったり、表に出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者や世帯に対しての相談体制の検討も必要となっています。</p>
-------	--

基本施策	住民、地域・団体等に望まれる取組み、行政が行う取組み	
総合的相談体制の充実	住民 (自助)	日頃から相談できる人をつくる。 町の相談窓口、町・地区社会福祉協議会、民生児童委員などに気軽に相談する。
	地域や 関係団体 (互助・ 共助)	町・地区社会福祉協議会、民生児童委員など、相談できる窓口を周知する。 地域内で地区住民の悩み相談に対応できるしくみを整備する。
	行政 (公助)	相談機関、窓口などの周知を図り、利用の促進を行う。 福祉制度のわかりやすい情報提供を行う。 必要な情報を随時更新していく。 生活弱者及び社会的弱者が自立するための相談窓口として、福祉関係機関と連携しながら、提供可能な支援や課題解決に向けての情報提供を行う。 複合化した課題を有する者・世帯に対応するため、福祉以外の分野との連携も含めた支援体制を整備する。
必要な情報の共有と仕組みづくり	住民 (自助)	福祉サービスに対する情報の提供を求める。 福祉サービスに対する意見、要望を伝える。 隣近所とのコミュニケーションを大切にする。 ふれあいサロンのお茶飲み会などに参加し、自ら情報を収集する。
	地域や 関係団体 (互助・ 共助)	災害時支えあいマップなどの情報の共有と活用方法の検討を行う。 地域の人々が積極的に参加できるような行事や催し物を企画する。 民生児童委員、地区社会福祉協議会、人権擁護委員*等関係機関が連携を図る。
	行政 (公助)	積極的な情報の提供と、わかりやすい情報の発信を図る。 民生児童委員や関係機関に対する情報の積極提供と情報の共有を図る。

多様な福祉サービスの展開・推進	住 民 (自助)	福祉サービスに対する要望、意見を町や福祉事業者などに積極的に伝える。
	地域や 関係団体 (互助・ 共助)	民間事業者と連携した福祉事業の展開を図る。
	行 政 (公助)	<p>地域ニーズを随時把握し、福祉サービスの基盤整備を進める。</p> <p>サービス従事者の研修等に積極的支援を行う。</p> <p>福祉サービスのわかりやすい情報提供を行う。</p> <p>利用者が安心して選択し、利用できる福祉サービスの質・量の向上を図る。</p> <p>介護予防と日常生活への支援を、切れ目なく提供する。</p> <p>共生型サービス*などの分野横断的な福祉サービスの展開を図る。</p> <p>分野を超えた課題に対応するため、地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施する。</p>